

倉品町長 病気で退職

9月10日



倉品町長は、今春以来健康が優れず、六月から県立吉田病院に入院し、療養に努められました。その結果、病状は快方に向かい、目下岩室温泉病院で療養とリハビリテーション（社会復帰）に精進されておられます。しかし、重職をこれ以上空白にすることはできないとのたび退職を決意され、町議会の同意を得て九月十日限り退職されることになりました。

町長退職にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。顧みますと、昭和四十八年七月、町民各位の温かいご支援によりまして、町長という栄えある職に就かせていただきました。以来三年有余、微力ではありましたが、「全町民の心」を心に、町行政の運営にひたすら精進してまいりました。しかし、このたび健康を害しまして、皆さまがたのご期待に

職されることになりました。

倉品町長は、昭和四十八年七月に第二回目の町政を担当されて以来、従来からの西川町の基本方針ともいうべき福祉行政の充実、道路舗装、教育施設の整備に努められ、特に、多年の懸案であった中学校の統合実現に精進されました。しかし、中学校統合の実現をみた本年四月以降、健康を害され、こ

退職のあいさつ

倉品克一郎

ゆうぶんに沿い得なかつたことを、まことに申しわけなく思っております。

在任中は町民各位の限らないご支援と激励のもとに、思い出の豊かさを三年有余を過ごさせていただきましたことに対し、心から厚くお礼申し上げます。

最後に、西川町の限りない発展を祈念いたしまして、退職のごあいさつといたします。

のたび惜しまれて退職されることになりました。

このうちは、療養に専念され、一日も早く健康を回復されるようお祈り申し上げます。

渡辺助役

退任される

渡辺高司助役は、一身上の都合により、町議会の承認を得て、九月十日限り退任されることになりました。

まことにごくろうさまでした。

町長選挙は 10月24日(日)の予定

町の選挙管理委員会では、町議会議長より「町長から退職の申し出があった」旨の通知を受けたので、協議した結果、来る十月二十四日（日曜日）に町長選挙を行うことに内定いたしました。ただし、近く予定される衆議院議員の総選挙が同日に行われることになった場合は、変更することもあります。

*町長選挙の主な日程は、次のとおりです

月日	曜日	予定
一〇・一	金	立候補届出関係用紙交付開始 この日から、希望者に立候補届出に必要な用紙等をお渡します。立候補を予定される方は、選挙管理委員会に申し出て下さい。
一〇・二	火	立候補届書等関係書類予備審査開始 立候補届出関係書類は複数であり、事前の審査を行います。立候補予定者は、なるべく早く選挙管理委員会事務局で予備審査をうけてください。
一〇・三	水	立候補受け付け開始 この日から、立候補の受け付けが開始されます。不在者投票開始 この日から、不在者投票ができます。
一〇・四	木	告示の日 この日から、法律上正式に選挙事務が始まります。立候補受け付け開始 この日から、立候補の受け付けが開始されます。
一〇・五	金	立候補届出締め切り この日で立候補の届け出は締め切られます。したがって、立候補届出は、十七日・十八日の二日間です。
一〇・六	土	郵便による不在者投票の場合の投票用紙等の請求締め切り 身体に重度の障害のある方は、自宅等で投票のできる制度があります。詳しいことは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。
一〇・七	日	選挙立会人届出締め切り 候補者は、選挙立会人一人を届け出ることができ、この日で届け出は締め切られます。
一〇・八	月	不在者投票締め切り この日で不在者投票は締め切られます。
一〇・九	火	投票日

別表

者手帳 戦傷病	帳 霧者手 身体障	種類 障害の 種類	種類 障害の 程度
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級
心臓、じん臓、呼吸器の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは一級もしくは二級	一級もしくは二級

重度身体障害者のために
『郵便による不在者投票制度』
があります!!

身体に重度の障害のある人は「郵便による不在者投票」ができることになっていきますので、この制度のあらましをお知らせします。

この制度にあてはまる方は、早目に手続きをし、たいせつな一票をムダにしないで投票に参加してください。

■郵便による不在者投票のできる人

郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた人で、別表に該当する選挙人です。

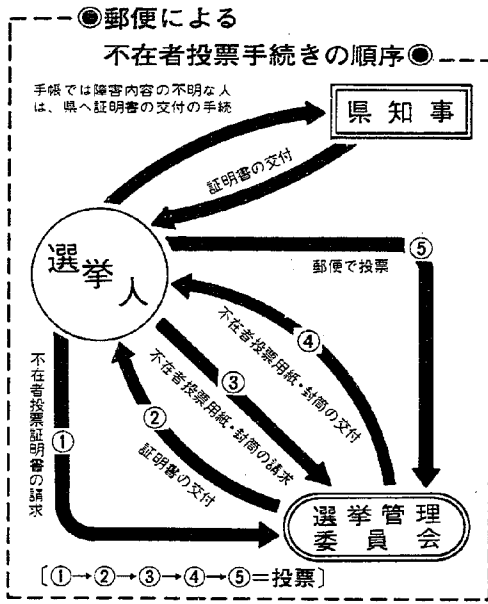
なお、手帳の記載では内容が明らかでない人は、知事から表にか

かける障害と同程度の障害であると認められ、書面による証明を受けたときに投票ができるようになります。

■投票する前に郵便投票証明書が必要

郵便による不在者投票をするには、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けていなければなりません。

「郵便投票証明書」の交付を受けるには、所定の申請書に本人が署名し、前記の手帳または知事が証明した書面を添付して、町の選挙管理委員会委員長に申請することになっていきます。



この場合選挙管理委員会委員長は、申請人が郵便による不在者投票をすることができると認めた場合に、「郵便投票証明書」を郵便で交付します。

■投票手続きのあらまし

① 投票用紙および投票用封筒の請求

郵便による不在者投票ができる選挙人は、選挙の日の四日前までに所定の請求書に本人が署名して町の選挙管理委員会委員長へ投票用紙および投票用封筒を請求することになります。

② 投票用紙および投票用封筒の交付

選挙管理委員会は、投票用紙および投票用封筒の請求を受けたときに、所定の審査をし、郵便による不在者投票をすることができると認めたときは、直ちに投票用紙および投票用封筒を郵便により交付します。

③ 投票

投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現在する場所で、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に所要の記載をするとともに自ら署名をしてください。これを更

に他の適当な封筒に入れ封をしたうえ、投票が在中の旨を明記し、早目に町の選挙管理委員会委員長に郵便で送付してください。

■証明書等の請求は使者または郵便で

郵便投票証明書の交付申請および投票用紙等の交付請求は、使者または郵便のどちらでもよいことになっていきます。

ただし、提出する書類の署名は必ず本人が行うことになっていきますのでじゅうぶん注意してください。

■所定の様式は町選管で準備

なお、選挙管理委員会はこれらの書類をすべて本人あてに郵送することになっていきます。

様式は町の選挙管理委員会準備してあります。その他郵便による不在者投票に関することは、町の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。